

## 実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究 の採択に係る審査基準

### 1. 審査方法

文部科学省に設置された「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書等による書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関係する追加資料の提出を求めることもある。

### 2. 評価方法及び採択案件の決定方法

評価は、下記の評価項目ごとに次の評価基準による5段階評価を行い、審査委員が評価した結果の平均を各提案者の得点とする。また、自由記述による審査委員の意見を付する。

28点以上の得点を得た者のうち、指定の全体的なバランスを考慮した上で、予算の範囲内で、得点の高い順に採択案件を決定する。

#### 【評価基準】

- 1 「(1) 事業全体に関する評価」及び「(2) 取組内容に関する評価」に係る評価は、以下の評価基準により5段階評価を行う。
  - 7点 … 大変優れている。項目として評価が高い。
  - 5点 … 優れている。項目として評価できる。
  - 4点 … 普通である。項目の評価として普通。
  - 3点 … やや劣っている。項目として評価が低い。
  - 1点 … 劣っている。項目として評価できない。
- 2 「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価は、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。
  - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
    - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
    - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
    - ・認定段階3＝1.5点
    - ・プラチナえるぼし認定＝2.5点
    - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
  - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
  - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点
  - ・プラチナくるみん認定＝1点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
  - ・ユースエール認定＝1点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

### 【評価項目】

#### (1) 事業全体に関する評価（各7点、計28点）

- ① 公募要領に示す事業の趣旨や内容を十分踏まえた内容となっている。
- ② 実践研究の実施計画が適切なスケジュールとなっている。
- ③ 実施計画の内容に対して、妥当な経費が示されている。
- ④ 実践研究の成果の検証方法が適切かつ妥当な手法となっている。

#### (2) 取組内容に関する評価（各7点、計21点）

- ① 研究主題と研究内容、実践方法は整合性が取れている。
- ② 実践研究の実施体制は適切な体制となっている。
- ③ 開発しようとする学習プログラムは他地域でも使えるものとなっている。

#### (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（計2.5点）

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。